

## 医療個人情報保護法（案）と罰則の検討

新潟大学 大学院実務法学研究科 教授 鈴木 正朝

### 1. 罰則（刑事罰）の導入

医療個人情報保護法において、事業者に対してだけでなく、自然人に対して罰則を定めることを検討することの是非

→対象情報の画定と実質的な違法性（どのような法益を侵害しているか）の明確化

\*重過失を処罰すべきか否かの検討は其中で論じるべきこと。

### 2. 現行法制上の不処罰の範囲の確認

表

漏えい形態		その他 の要件		①不正競争目的で ②営業秘密を開示	①図利加害目的で ②任務違背
		他者占有	自己占有	不正競争防止法  3年以下の懲役 or 300万円以下の罰金	刑法 247 条（背任） 5年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
媒体の持ち出し	他者占有	刑法 235 条（窃盗） 10年以下の懲役 or 50万円以下の罰金			
	自己占有	刑法 252 条（横領） 5年以下の懲役 刑法 253 条（業務上横領） 10年以下の懲役			
	自己所有媒体		不処罰		
ネット経由の取得	アクセス制御機能に対する侵害行為によらない取得				
	アクセス制御機能に対する侵害行為による取得	不正アクセス禁止法  1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金			

### 3. 情報ネットワークと秘密漏示罪—現代的課題（法解釈上の限界の有無）

#### 第134条（秘密漏示）

1 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

#### 第135条（親告罪）

この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

\* 看護師等には特別法あり

#### 例) Tカードシステムを用いた医薬品販売業者の医薬品名の提供問題

##### (1) 主体

身分犯（真正身分犯）：限定列举された者のみが主体となる。

「医薬品販売業者」：店舗所在地の都道府県知事等の許可を受けて医薬品の販売を業とする者（薬事法24条1項、28条、30条、35条）

##### (2) 客体

「秘密」：少数者にしか知られていない事実で、他人に知られることが本人の不利益となるもの

・主観説：本人が秘密にすることを希望するもの

・客観説：一般人からみて保護に値するもの ← 通説

「人」：自然人であると、法人等団体であることを問わない。

（死者の秘密、解散した法人等団体の秘密を漏示しても本罪を構成しない。）

##### (3) 行為

「漏らす」（漏示）：（秘密を）まだ知らない（本人以外の）他人に告知することをいう。

①漏らす行為は、その方法を問わない。

（口頭、書面など、その他不作為の場合も含む）

→情報システムを通じた情報送信も含む。

②漏示された他人が更に他に漏示するおそれがあることを要しない。

→上記情報システムの安全管理措置が万全であっても本罪を構成し得る。

③他言を禁じても告知しても漏示となる。

→契約書に非開示条項を設けても漏示となる。

④告知が相手方に到達した時点で既遂となる。

→情報システム上相手方サーバ内に達した時点で既遂である。

**(4) 違法性阻却**

カードの利用約款とカードの提示行為をもって被害者の承諾と評価できるか。

**(5) 親告罪**

告訴権者：秘密を漏示されたことによって直接被害を被った者

#### 4. 個人情報保護法制の全体構造と適用法—多様な「個人情報」概念

図 個人情報保護法制の全体構造

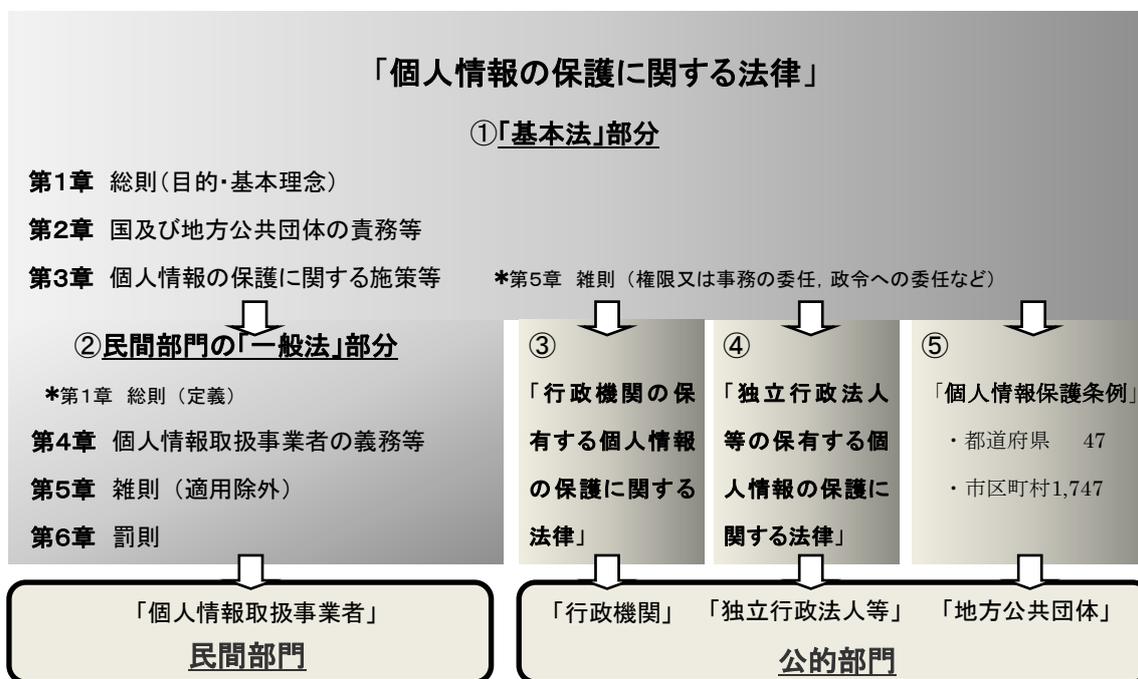


表 医療関連分野と適用法（例）

主体	適用法	監督官庁等
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立△△病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立××病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡地方独立行政法人〇〇病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人凸凹財団□□病院 [個人情報取扱事業者]	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院（開業医） [個人情報取扱事業者]	個人情報保護法	厚生労働省

平成 23 年 4 月 1 日現在の全国市町村数は、指定都市 19、市 767、区 23、町 754、村 184 の計 1,747 となり、それに都道府県 47 を加えた合計は 1,794 となる。

医療機関は公的部門から民間部門双方に分布しており、医療機関に適用される法律と条例の数は 1797 になる（法律 3+条例 1794）。

個人情報保護法制の基本概念である「個人情報」の定義は、特に積極的理由が存在するのでもない限り、本来1つであるべきだが、現行法では2種類、条例においては実に数種類の定義が存在する。特定個人の識別情報をその定義の核としながらもいくつかの種類が存在している。

特に他の情報と照合することで特定個人を識別し得る情報（その典型例が識別子である）については、個人情報に含めるもの、含めないものが存在する。

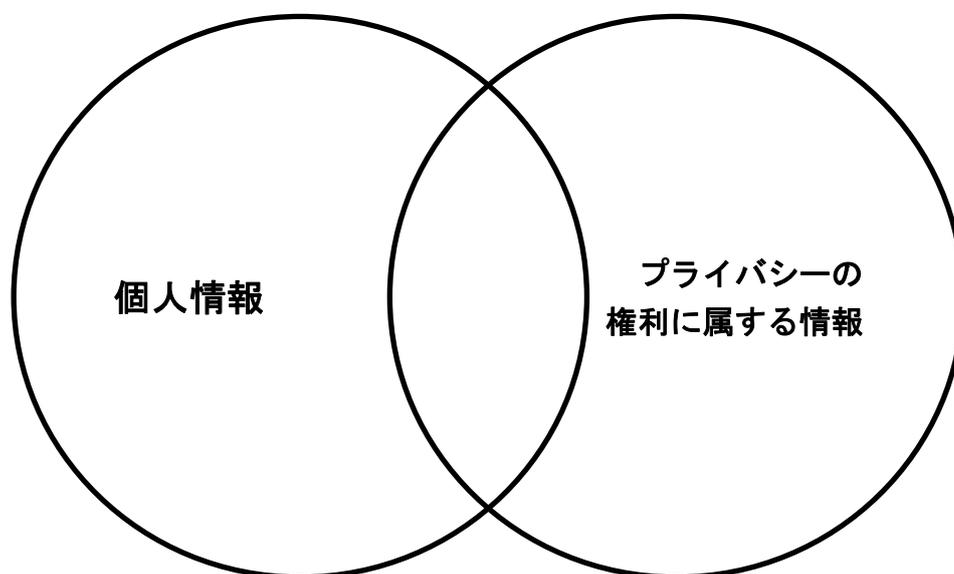
このように、医療個人情報保護法の基本概念となるべき「個人情報」は、いくつかのパリエーションを有するものであり、必ずしも一つに確定されるわけではないということに留意すべきである。

→「罰則」の客体（対象情報）の基礎概念とするには、揺らぎの多い概念である。

\*医療クラウドを構築する場合は、異なる法令や条例をどのように仕様に反映すべきか。

\*地方公共団体をまたいで構築される情報ネットワークの法的な規律は地方自治の本旨の問題なのか。

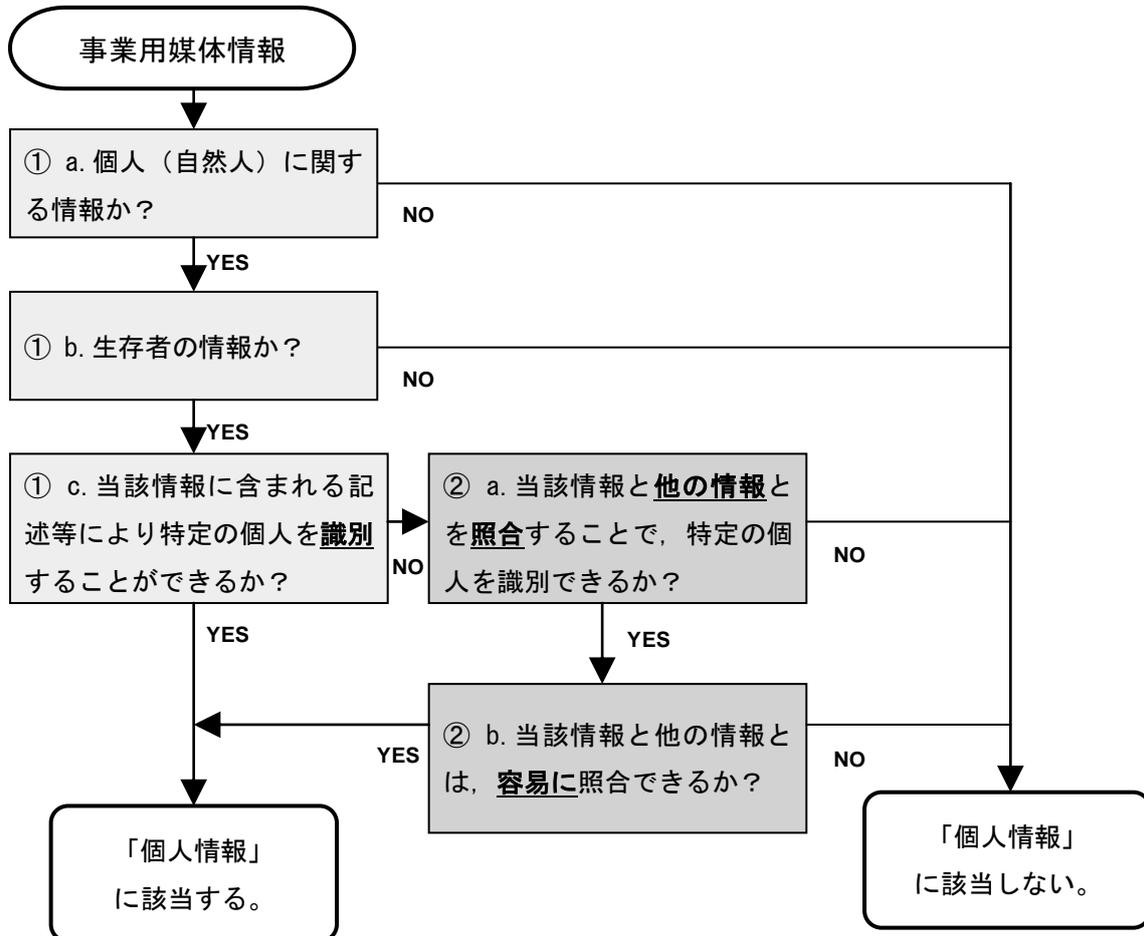
図



(1)

## 5. 「個人情報」の定義と解釈上の論点

図 「個人情報」該当性判断

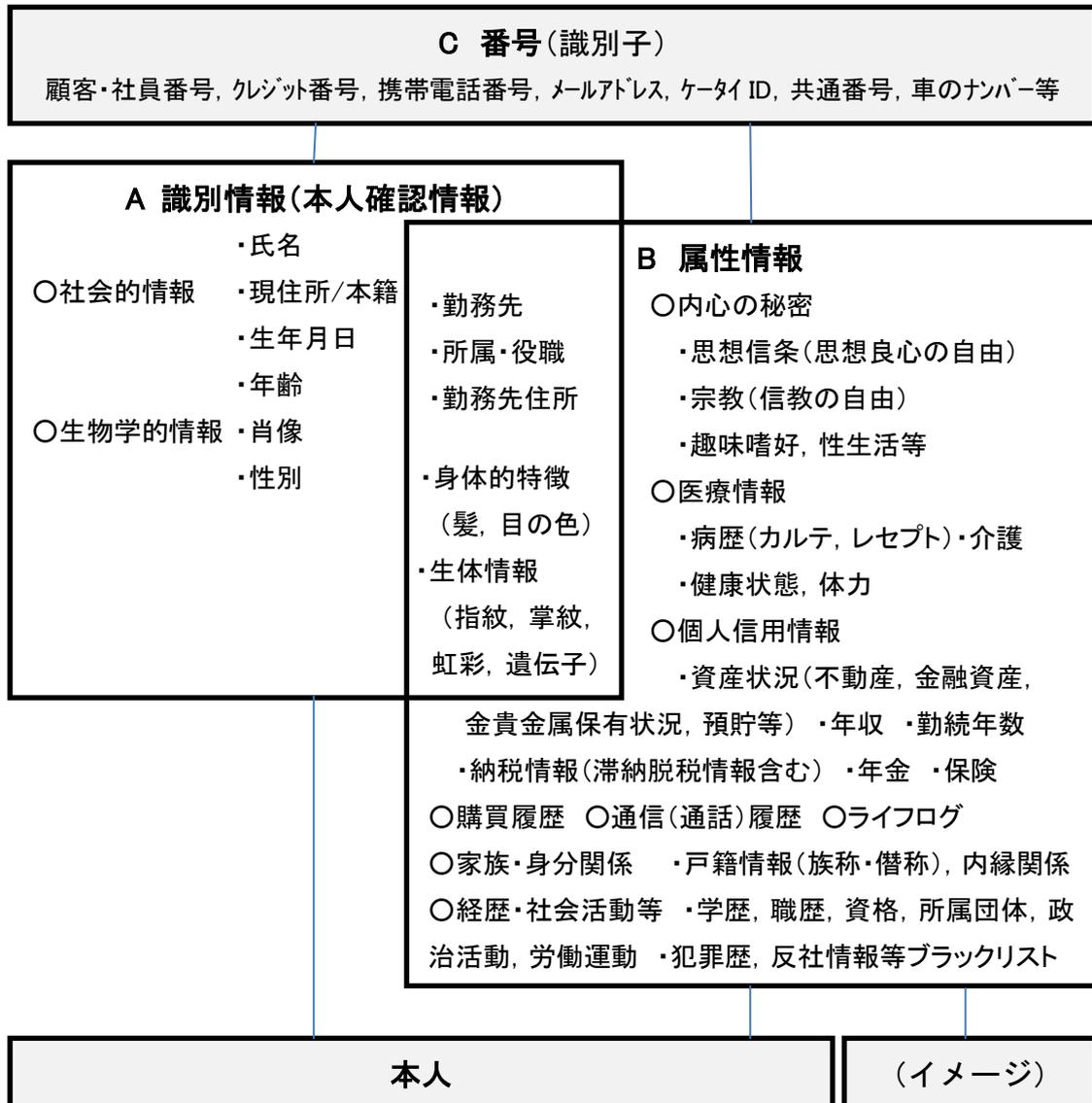


### 2つの個人情報

- (1) 内容的情報（「守秘」と「漏えい」や「表現の自由」との関係）
- (2) 機能的情報（「名寄せ」と「監視」）

## 6. 「番号」(識別子) とは何か

図



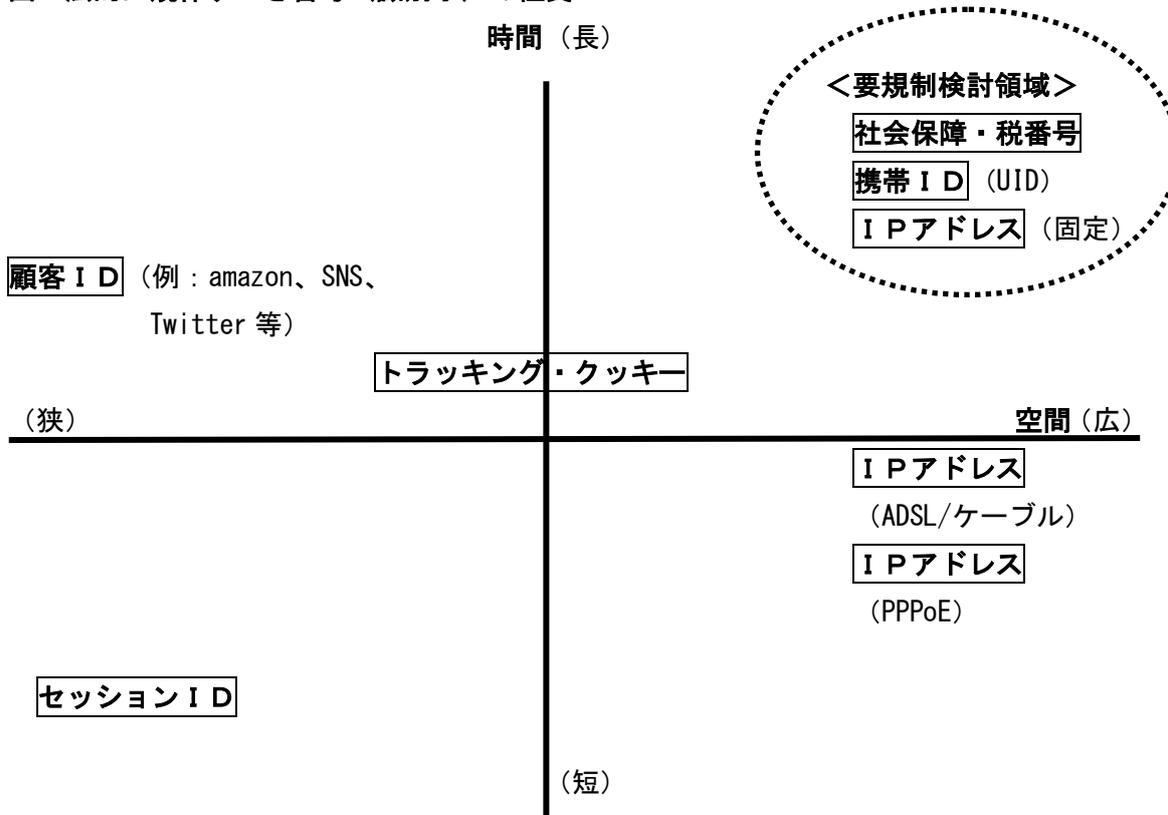
(1) 特定個人の識別情報(事業者が取り扱っている情報から、特定の個人を識別できる場合)

- ① A (識別情報)
- ② A (識別情報) + B (属性情報)
- ③ A (識別情報) + C (「番号」等識別子)
- ④ A (識別情報) + B (属性情報) + C (「番号」等識別子)

(2) 特定個人の識別「可能」情報（事業者が取り扱っている情報だけでは特定個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合）

- ① C（「番号」等識別子）
- ② C（「番号」等識別子） + B（属性情報）
- \* B（属性情報）

図 法的に規律すべき番号（識別子）の性質



(高木 浩光 産業技術総合研究所 主任研究員の資料)

(1) 番号（識別子）としての性質

① 悉皆性

国民等構成員全員に皆ことごとく付番されること。

② 唯一無二性

構成員ひとりひとりにそれぞれ唯一無二の番号が付されること。

(2) 番号（識別子）の脅威が具体化する条件

① 利用期間の長期性（時間）

「年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる」こと。

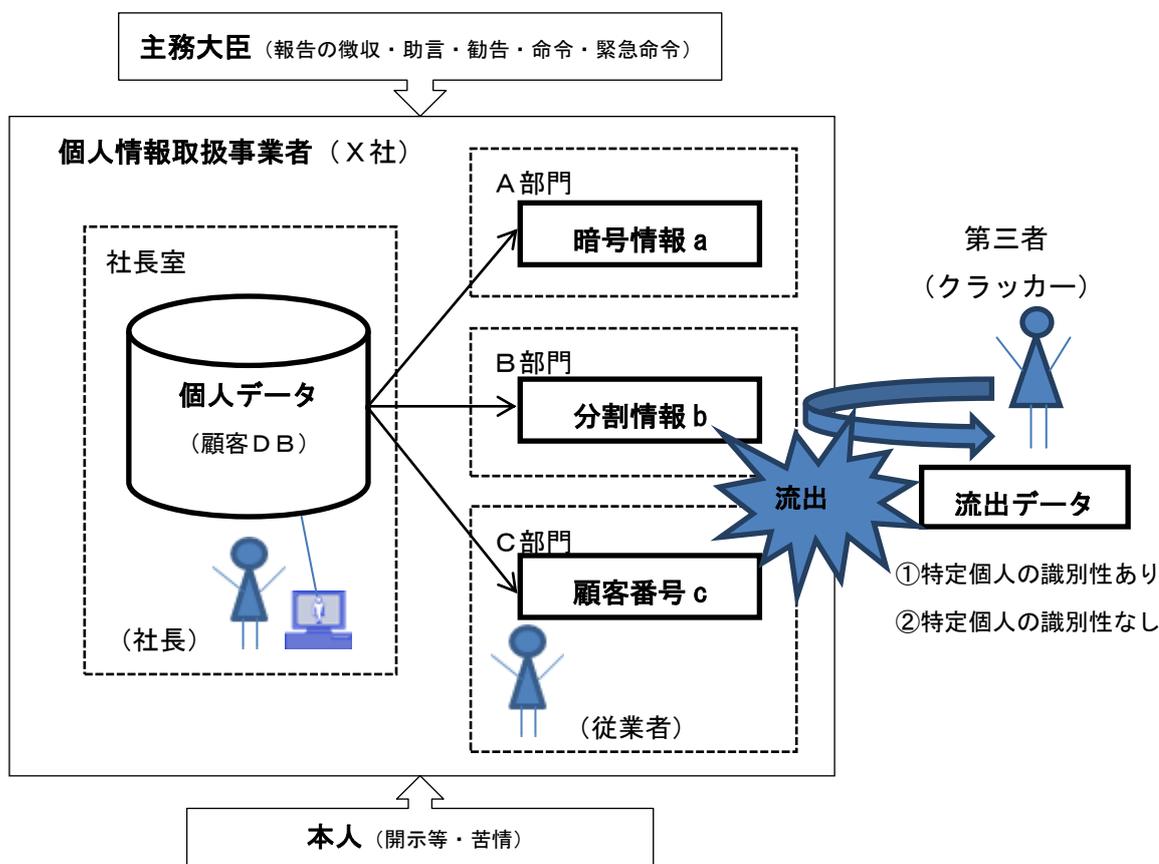
## ②利用範囲の広範性（空間）

「医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる」こと。

\*量的問題（悉皆性の対象となる母集団の大きさ）

## 7. 「個人情報」の定義・「漏えい」の定義

図



誰を基準に判断するかという点から、考え方を分類すると次の説があり得る。

**A説（規制事業者基準説）**：主務大臣の規制対象となる、または本人の開示等の求めや苦情の申出先となる「個人情報取扱事業者」を主体として判断するという考え方

**B説（従業者基準説）**：規制される「個人情報取扱事業者」を判断の基準にしつつも、具体的に個人情報を取り扱っている者（自然人）を主体に判断するという

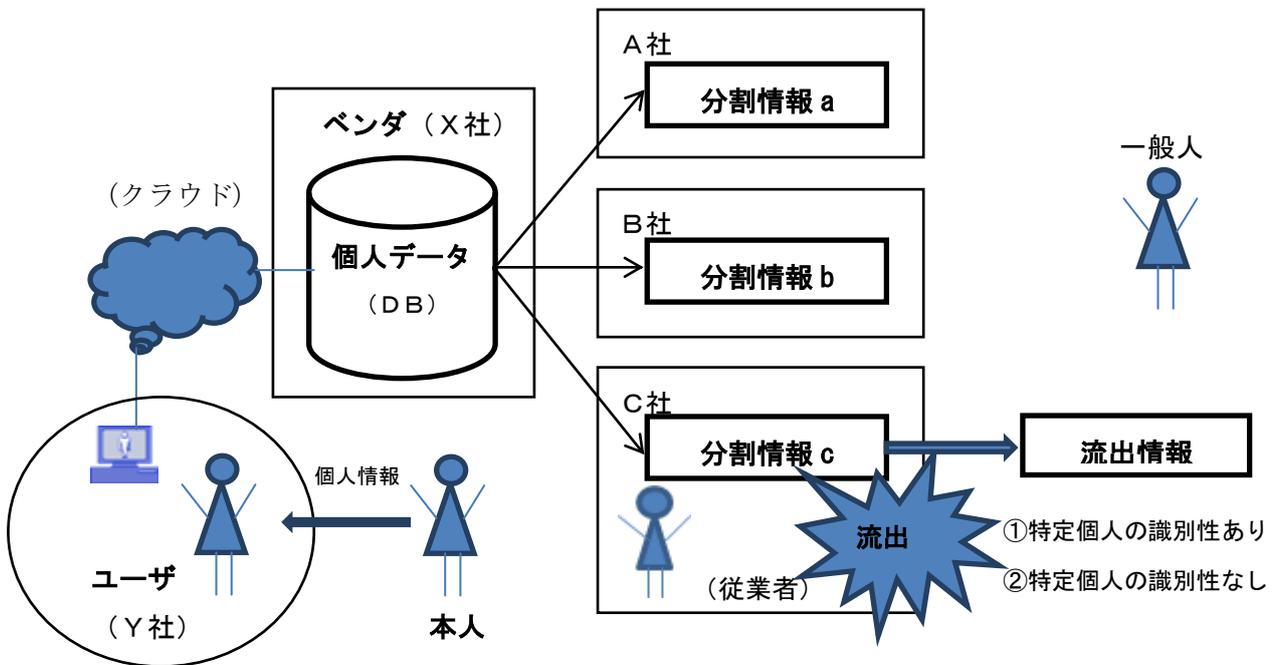
考え方

**C説（受領者基準説）：**個人データの外部への移行を伴う場合、すなわち、委託及び第三者提供については受領者、漏えいについては取得者または取得可能な者（C1説）、本人（C2説）、または一般人（C3説）を主体として判断する。この場合の受領者及び取得者は、個人情報取扱事業者または事業者であることを要しないとするという考え方

**D説（一般人基準説）：**一般人を主体として客観的に判断するという考え方。

**E説（総合判断説）：**誰が判断するかという観点からだけではなく本人の権利利益の保護という観点を含め総合的に判断するという考え方。

図 クラウドの事例



(1) X社の安全管理義務違反を問い得るか？

(2) C社の安全管理義務違反はどうか？

8. 「個人情報」の定義と第三者提供（携帯 ID 問題）

図7 番号（識別子）の提供

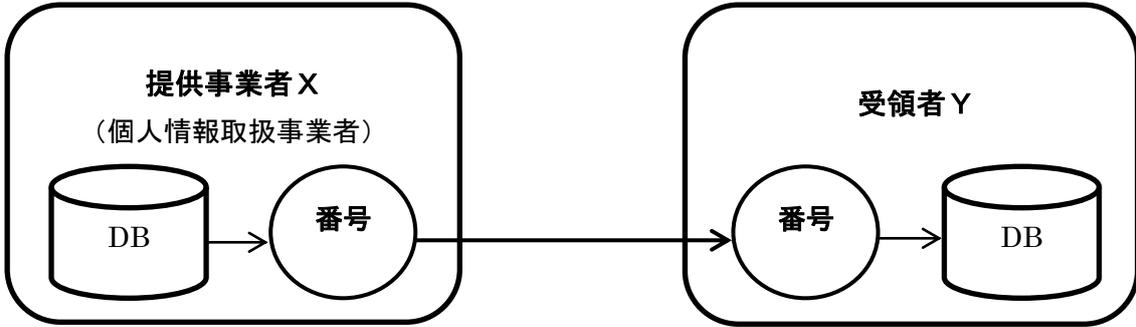


表3 番号の提供と個人情報保護法 23 条の適用の有無

提供事業者X	→データの提供→	受領者Y	法 23 条適用の有無
特定個人識別性あり ○	「個人データ」 の提供	特定個人識別性あり ○	あり
特定個人識別性なし ×	番号の提供	特定個人識別性なし ×	なし
特定個人識別性なし ×	番号の提供	特定個人識別性あり ○	なし
特定個人識別性あり ○	番号（識別子） の提供	特定個人識別性なし ×	あり（経産省） なし（総務省）